

被災された方のための 生活支援情報

第 52 号
平成 26 年 12 月 24 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

被災者生活再建支援制度（基礎支援金） の申請期限が延長されました

被災者生活再建支援制度※（基礎支援金）の申請期限が1年間延長され、平成28年4月10日までにになりました。申請がお済みでない方はお早めに手続きをお願いします。

なお、これまで支給を受けた方への追加の支給を行うものではありません。

※被災者生活再建支援制度＝震災により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と、住宅の再建方法に応じた加算支援金を支給し、生活の再建を支援します。なお、加算支援金は、基礎支援金の対象に該当する場合のみ対象となります。

●申請期限＝【基礎支援金】平成28年4月10日、【加算支援金】平成30年4月10日

●受付場所／時間＝市役所本庁舎5階社会課分室、区役所保健福祉センター管理課（平日9:00～16:30）

問い合わせ 被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805（平日9:00～17:00）

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特別給付金」の申請をお忘れなく

申請期限＝平成27年1月28日(水)〔当日消印有効〕

◆申請書などの関係書類がお手元に届いている方で、各給付金の対象と思われる方は、申請期限までに、郵送にて申請してください

◆申請期限までに申請がない場合、給付金を支給できなくなりますので、ご注意ください

◆臨時福祉給付金の申請には、①振込先口座の通帳の写しと②申請される方全員分の本人確認書類（健康保

険証など）の写しが必要です。これらの書類が添付されていない場合、臨時福祉給付金を支給することはできませんので、ご注意ください

◆臨時福祉給付金などの支給を装った詐欺にご注意ください

問い合わせ 仙台市臨時給付金専用ダイヤル ☎745・7584（平日（年末年始を除く）8:30～17:00）

仙台フィル定期演奏会に被災された方 をご招待します

期日	開演時間	指揮者	対象
1/23(金)	19:00～	ユベール・スダーン	東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方各公演30人〔先着〕 ※1人1回限り、1公演につき1世帯3人まで。 未就学児は入場不可
2/20(金)	19:00～	広上淳一	
2/21(土)	15:00～		
3/20(金)	19:00～	パスカール・ベロ	
3/21(土)	15:00～		

◆会場＝日立システムズホール仙台

申し込み 往復はがきに代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員（はがき1枚につき3人まで）の氏名（学生は学校名と学年も）、希望の公演日、り災証明書の証明番号、世帯主の氏名、被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊）を記入して郵送。各公演定員になり次第受け付け終了

申し込み・問い合わせ 仙台フィルハーモニー管弦楽団 〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-3-9 ☎225・3934

女性への暴力相談電話

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。

女性への暴力相談電話 ☎268・5145

◆日時＝月・水～金曜日9:00～17:00、火曜日9:00～19:00（祝休日、年末年始を除く）

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

市営住宅子育て世帯対象募集のお知らせ

- 申し込み受け付け＝1月16日まで
- 「入居募集のごあんない」＝1月6日から市役所国分町分行舎2階仙台市建設公社募集収納課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布
- 申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のごあんない」に添付の申込書を専用封筒で1月16日までに郵送で。申し込み多数のときは抽選。
- 入居可能日＝3月24日（予定）
- 申し込みできる方＝次の条件を全て満たす方。①現在住宅に困っている②未就学児（平成20年4月2日以降生まれ）がいる③市内に住所または勤務地がある④収入が所得月額で21万4千円以下（収入の計算方法は「入居募集のごあんない」をご覧ください）⑤市町村住民税等の滞納がない⑥暴力団員でない（同居予定者を含む）⑦その他資格要件を満たす。なお、東日本大震災により住宅を失った方、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象地域に居住していた避難者の方も申し込みできますが、条件が異なりますので、お問い合わせください
- 募集団地・住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のごあんない」をご覧ください
- 配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください
- 例年6月、9月、12月、3月に定期募集を、7月に

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。

母子・父子世帯対象募集を、1月に子育て世帯対象募集を実施しています

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課☎214・3604

固定資産税等の課税免除制度廃止に伴う措置について

東日本大震災後の地方税法の改正により、津波で甚大な被害を受けた区域内の土地および家屋の固定資産税・都市計画税について、課税免除の制度が設けられ、仙台市では毎年度区域の見直しを行いながら適用してきましたが、このたびの国の税制改正で、制度が継続されないことが決定しましたので、平成27年度以降は通常課税となります。ただし、仙台市においては、次のとおり、固定資産税・都市計画税を減免します。

◆減免が適用される対象範囲

災害危険区域	災害危険区域外の平成26年度課税免除区域(若林区井土、宮城野区蒲生字原屋敷等)
①防災集団移転促進事業の移転促進区域で、仙台市に対して買取り依頼書を提出しているが、仙台市への所有権移転登記が未完了の土地（仙台市への所有権移転登記がなされなかった場合は、減免を取り消し、通常課税となります。なお、該当する可能性のある方には1月下旬に別途お知らせする予定です） ②かさ上げ道路用地 ③七北田川及び貞山運河の整備に伴う用地買収の対象となっている土地 ④蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業区域内において利用されていない土地 ※①～④の土地の上に建っている家屋についても減免の対象とし、減免の適用期間は基本的に各事業の事業期間とします	震災時に所有し、かつ、居住していた家屋及びその敷地で、賦課期日（1月1日）現在、応急仮設住宅に入居している方が所有しているものについて、平成27年度分及び平成28年度分の2年度分を減免します。なお、該当する可能性のある方には1月下旬に別途お知らせする予定です

◆減免割合＝全部（100%）

問い合わせ 資産税企画課☎214・4442